告示

○国家公安委員会告示第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十八年十月二十八日

国家公安委員会委員長　松本　純

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条　交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１章～第４章　略］	［第１章～第４章　同左］
第５章　自動車の運転の方法	第５章　自動車の運転の方法
［第１節～第８節　略］	［第１節～第８節　同左］
第９節　オートマチック車などの運転	第９節　オートマチック車の運転
［第６章～第11章　略］	［第６章～第11章　同左］
用語のまとめ	用語のまとめ
付表	付表
［１～５　略］	［１～５　同左］
第２章　歩行者の心得	**第２章**　歩行者の心得
歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。	［同左］
第３節　横断の仕方	**第３節**　横断の仕方
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　信号機のない場所で横断しようとするとき	３　信号機のない場所で横断しようとするとき
(1)　［略］	(1)　［同左］
(2)　歩道の縁や道路の端に立ち止まつて、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましよう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましよう。	(2)　歩道の縁や道路の端に立ち止まつて、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましよう。
［(3)～(5)　略］	［(3)～(5)　同左］
第４章　自動車を運転する前の心得	**第４章**　自動車を運転する前の心得
第１節　運転に当たつての注意	**第１節**　運転に当たつての注意
１　運転免許証などを確かめるなどすること	１　運転免許証などを確かめるなどすること
(1)　自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましよう。	(1)　［同左］
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　準中型免許を受けて１年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５(1)）を付けていること。	［加える。］
オ　普通免許を受けて１年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５(1)）を付けていること。	エ　普通免許を受けて１年を経過していない初心運転者は、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表５(1)）を付けていること。